

○三島村提案公募型補助金交付要綱

平成 26 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、村民が自主的に実施する公募型の事業で特に公益性の高いものに対する補助金（提案公募型補助金）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第 2 条 提案公募型補助金の交付対象となる者(以下「補助対象団体」という。)は、本村内に活動拠点及び実体を有する構成員が 3 名以上の団体であって、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) その構成員の過半数が本村に住所を有する者であること。
- (2) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成すること(以下「宗教活動等」という。)を目的とする団体でないこと。
- (3) 特定の政党若しくは公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職にある者(候補者を含む。)を支持し、又は反対すること(以下「政治活動等」という。)を目的とする団体でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくはその統制下にある団体又は同条第 6 号に規定する暴力団員が構成員に含まれる団体若しくはその暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者が構成員に含まれる団体でないこと。

(補助対象事業)

第 3 条 提案公募型補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助金の交付を受ける日の属する年度の 4 月 1 日以降に開始し、翌年の 3 月 31 日までに終了する事業であって、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 補助対象団体自らが企画し、立案し、及び実施する事業であること。
- (2) 不特定の地域住民の福祉の向上及び利益の増進に寄与することが明白であること。
- (3) 事業の実施による効果の及ぶ範囲が、その団体の構成員に限定されるものでないこと。
- (4) 事業の実施計画及び達成しようとする成果が明確に定められており、その成果が、村の政策方針又は村民ニーズに合致していること。
- (5) 営利を目的とする事業又は宗教活動等若しくは政治活動等でないこと。
- (6) 国又は地方公共団体との共催による事業でないこと。
- (7) 国又は地方公共団体からこの補助金以外の給付を受けていないこと。

(8) 一切の法令に違反しない事業であること。

(補助対象経費)

第4条 提案公募型補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に直接必要となる経費のうち、次の各号に掲げる経費のいずれかに該当するものを除くものとする。

- (1) 構成員等の飲食、親睦等に要する経費
- (2) 記念品、金券等の購入経費
- (3) 個人の資産形成につながると考えられる備品の購入経費
- (4) 個人の資産形成につながると考えられる施設又は設備の整備並びに改修等に要する経費
- (5) 不動産の取得等に要する経費

(補助対象事業の公募)

第5条 村長は、期間を定めて補助対象事業を募集するものとする。

2 村長は、前項の募集に関する事項について募集要項を定め、これを公表するものとする。

(補助金の申請)

第6条 前条の規定による募集に応じて応募しようとする団体(以下「応募団体」という。)は、提案公募型補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、前条第2項の募集要項で指定する期日までに、村長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画(実績)書(第2号様式)
- (2) 収支予(精算)算書(第3号様式)
- (3) 応募団体の構成員名簿
- (4) その他、村長が必要と認める書類

(補助予定事業の決定)

第7条 村長は、前条の申請に基づき、審査を行い、提案公募型補助金を交付することが適当である事業(以下「補助予定事業」という。)と認めるときは、補助予定団体に対し、提案公募型補助金決定通知書(様式第4号)をもって、補助金の交付決定を通知するものとする。

2 村長は、前項の規定による選考を行うに際しては、村で審査し、その結果を参考に決定するものとする。

3 村長は、第1項の規定による選考の結果を、各応募団体に通知するものとする。

(実績報告)

第 8 条 提案公募型補助金の実績報告に係る、村長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画(実績)書(第 2 号様式)
- (2) 収支予(精算)算書(第 3 号様式)
- (3) その他、村長が必要と認める書類

2 村長は、補助事業の活動状況等について、別に定めるところにより報告会を開催することができる。

(補助金の額の確定)

第 9 条 村長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容及びこれに付した条件を審査し、補助事業が適正に実施されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、提案公募型補助金交付確定通知書(様式第 5 号)により、補助予定団体に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 10 条 前条の規定による通知を受けた団体(以下「補助決定団体」という。)は、前条の規定による通知を受けたのち、補助金の交付を受けようとするときは、請求書(様式第 6 号)を村長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは事業補助金概算払申請書(様式第 7 号)に請求書(様式第 6 号)及び村長が必要と認める書類を添えて村長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消し又は補助金の返還)

第 11 条 村長は、補助決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

- (1) 申請書その他村長に提出した書類に虚偽の記載をし、又は補助事業の実施について、不正があったとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容又は交付決定に付された条件に違反したとき。
- (4) 補助事業を履行しないとき、又は履行の見込みがないとき。
- (5) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止したとき。
- (6) その他この要綱の規定に違反したとき。

(交付額及び交付回数の限度等)

第 12 条 同一の補助事業を同一の補助予定団体が実施する場合における提案公募型補助金の交付は、3 回を限度とする。

(情報の公開)

第 13 条 応募団体から提出された書類等の内容は公表し、本村民に周知するものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度の補助金から適用する。